

※受入れ可能状況は毎月1日時点のものになります。最新の状況につきましては各事業所までお問い合わせください。

※中学区に限らず、利用することができます。

※以下の事業所のほか、土浦市外の事業所もご利用できます。

※新規受け入れ状況 ●：空きがあり、受け入れできます。 ▲：ほぼ定員に達していますが、状況により受け入れできます。 ✗：定員に達しており、現在は受け入れできません。

新規受け入れ状況	事業所名	事業所の所在地	中学区	受付時間	主たる障害種別					拠点 登録	協働 体制	配置・体制加算					備考
					身体	知的	精神	難病	児童			主任	行動	医療	精神	高次	
▲	土浦市社会福祉協議会	大和町9-2ウララ2 4F 029-821-5995	一中	(月～金) 祝日及び12/29～1/3を除く 午前8時半～午後5時15分	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	実施地域は土浦市としています。
▲	ブルメリア相談支援センター	田中3-8-28 029-835-3003		(月～金) 祝日除く 午前9時～午後6時					○								
▲	あんじん苺	生田町3-27 029-875-9591		(月～金) 祝日除く 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	○			○		○		
▲	相談支援事業所 みんなのサポートセンター	乙戸南2-16-5 029-828-4839	三中	(月～金) 祝日除く 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
▲	土浦市療育支援センター 早期療育相談	下高津2-7-27土浦市保健センター3F 029-822-3411	四中	(月～金) 祝日除く 午前8時半～午後5時15分					○				○				未就学児のみの受け入れになります。
▲	相談支援事業所 はなまる	小松1丁目21-9 029-875-8870		(月～金) 祝日除く 午前8時半～午後5時	○	○	○	○									
✗	ナラティブケアプランセンター	国分町4-15 029-893-4088		(月～金) 祝日除く 午前9時～午後6時	○	○	○	○	○				○	○	○	○	介護保険ケアマネージャーと兼務しており、介護保険と連携したサービス調整が可能です。
▲	あくらーえぼっくさばーと土浦	上高津1346-8 029-896-8235		(月～金) 祝日除く 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○				○				
▲	コスモス	神立町1614 029-831-1686	五中	(月～土) 祝日除く 午前9時～午後5時		○			○	○	a	○	○		○		精神障害・身体障害も相談により対応可能です。
▲	相談支援事業所 さくら苑	神立町443-4 029-832-3550		(月～金) 祝日除く 午前9時～午後6時	○					○	a						
▲	きずな	小高572-1 029-862-5116	新治	(月～金) 祝日除く 午前8時～午後5時		○											
✗	ほびき園	港町1-1-7 服部ビル6F（土浦） 029-823-3240	一中	(水・木・土・日) お盆・年末年始除く 午前9時～午後5時											○		
		かすみがうら市牛渡5513-1（本部） 029-898-3661	市外	(月・火・木・金) 祝日・お盆・年末年始除く 午前9時～午後5時			○										

◎「障害福祉サービス等情報検索（ワムネット）」で、全国の事業所の詳細情報を調べることができます。（右の二次元バーコードを読み取るとページが開きます。）

土浦市の相談支援事業所を調べるには・・・地図から「茨城県」を選択 ► 県内市町村一覧から「土浦市」を選択

► 「サービスを選択」で「相談系サービス」から「計画相談支援」または「障害児相談支援」を選択

ワムネット 障害福祉サービス情報等検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do#>



◎配置・体制加算について

- ・主任（主任相談支援専門員配置加算）……相談支援従事者主任研修を修了した常勤の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該者がその他の従業者に対し、その資質向上のための研修を実施した場合に算定できる加算。
- ・行動（行動障害支援体制加算）…………県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を事業所に掲示し公表しているものとして市長に届け出た場合に算定できる加算。
- ・医療（要医療児者支援体制加算）…………医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を終了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を事業所に掲示し公表しているものとして市長に届け出た場合に算定できる加算。
- ・精神（精神障害者支援体制加算）…………精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を事業所に掲示し公表しているものとして市長に届け出た場合に算定できる加算。
- ・高次（高次脳機能障害支援体制加算）……高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を事業所に掲示し公表しているものとして市長に届け出た場合に算定できる加算。

◎その他

- ・拠点登録……地域生活支援拠点等として位置付けられている相談支援事業所
- ・協働体制……複数の相談支援事業所が一体的管理運営を行うための必要な体制整備を構築し、人員配置や24時間の連絡体制などの体制を確保している
  - a: コスマス、相談支援事業所さくら苑